

令和9年度 入園のご案内

保育園・乳児園・幼稚園（2号認定）



刈谷市役所 子ども課 管理係

TEL (0566) 62-1014

FAX (0566) 24-3481

内容

1	クラス年齢	1
2	保育園・乳児園・幼稚園	2
3	入園基準	3
4	申込みから入園までの流れ	4
5	申込みに必要な書類	7
6	申込み前のチェック	8
7	入所選考基準	9
8	園の所在地・定員等	13
9	保育時間(園児受入時間)と休園日	15
10	延長保育	16
11	休日(祝日)保育	16
12	ならし保育	17
13	乳児園への移行	17
14	保育料・給食費	18
15	実費徴収等	19
16	入園保留	20
17	就労時間等の変更・育児休業の取得	21

1 クラス年齢

保育園・乳児園・幼児園における入園児童の年齢は、下表の「クラス年齢」です。

入園年度の4月1日時点の年齢がクラス年齢になり、クラス年齢は年度中に誕生日を迎えても変わりません。

クラス年齢	生年月日	小学校就学前 までの期間	対象施設		
0 歳児	令和 9 年 4 月 2 日～令和 10 年 4 月 1 日 (2027 年) (2028 年)	令和 16 年 3 月 31 日 (2034 年)	保育園	乳児園	
	令和 8 年 4 月 2 日～令和 9 年 4 月 1 日 (2026 年) (2027 年)	令和 15 年 3 月 31 日 (2033 年)			
1 歳児	令和 7 年 4 月 2 日～令和 8 年 4 月 1 日 (2025 年) (2026 年)	令和 14 年 3 月 31 日 (2032 年)			
2 歳児	令和 6 年 4 月 2 日～令和 7 年 4 月 1 日 (2024 年) (2025 年)	令和 13 年 3 月 31 日 (2031 年)		幼児園	
3 歳児 (年少)	令和 5 年 4 月 2 日～令和 6 年 4 月 1 日 (2023 年) (2024 年)	令和 12 年 3 月 31 日 (2030 年)			
4 歳児 (年中)	令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日 (2022 年) (2023 年)	令和 11 年 3 月 31 日 (2029 年)			
5 歳児 (年長)	令和 3 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日 (2021 年) (2022 年)	令和 10 年 3 月 31 日 (2028 年)			

2 保育園・乳児園・幼児園

(1) 保育園・乳児園とは

保育園・乳児園は、保護者の就労や病気などの理由により、保育を必要とする状態にある児童を保護者に代わって保育することを目的としています。集団生活に慣れるためや、社会生活を身につけるためなどの理由で入園はできません。

(2) 幼児園とは

幼児園は、教育・保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園で、幼稚園（幼児教育）と保育園（保育）の両方の機能を併せ持つ施設です。3歳児クラス以上を入園対象とした、従来の幼稚園利用の子ども（1号認定）と保育園利用の子ども（2号認定）両方が在園できるため、保育園とは異なり、保護者の退職等により家庭での保育が可能になった場合でも1号認定として継続在園することができます。

(3) 保育園・乳児園・幼児園の違い

		保育園	乳児園	幼児園
クラス年齢		0～5歳児	0～2歳児	3～5歳児
教育・保育		国の指針等に基づき、教育・保育を提供する点において保育園と幼児園で大きな違いはありません		
保育時間 (基本時間)		月～金 午前8時30分～午後4時30分 土 午前8時30分～午前11時30分		【1号認定】 月～金 午前8時40分～午後2時30分 (基本時間以外の利用は預かり保育有) 夏季・冬季・春季に長期休業有(預かり保育有)
				【2号認定】 月～金 午前8時30分～午後4時30分 長期休業期間でも利用可能
		○保育時間は、各園の開園時間を最長として、保育を必要とする理由に合わせた受入時間 ○就労の理由の場合は、就労時間＋通勤時間等が受入時間 就労、妊娠・出産及び災害復旧以外の理由の場合は、原則、上記の基本時間が最長の受入時間		
休園日		日曜、祝日、振替休日及び年末年始		土曜、日曜、祝日、振替休日及び年末年始
土日祝日利用		可 ○原則、保育必要事由が就労の場合のみ ○日曜・祝日は休日保育実施園を利用 ○日曜に利用する場合は、利用月内で利用した日数分お休みする		【2号認定のみ可】 ○原則、保育必要事由が就労の場合のみ ○土日祝日は休日保育実施園を利用 ○日曜に利用する場合は、利用月内で利用した日数分お休みする
保育料	0～2歳児	父母合算の市町村民税により決定された額		
	3～5歳児	無料		
延長保育料		午後7時以降に保育を利用する場合 ・延長保育料 月額 2,500円		【1号認定】基本時間以外保育を利用する場合 ・預かり保育利用料 各時間帯 200円 ・おやつ代 日額 40円
教材費等		別途実費徴収		
給食費	0～2歳児	保育料に含む		
	3～5歳児	公立園：260円/日 (おやつ代含む)		
		私立園：月額(各園による)		
給食		自園調理(公立園は同じ内容、私立園はそれぞれ内容が異なる)		学校給食センターでの一括調理(全園同じ内容)
おやつ		公立園は同じ内容、私立園はそれぞれ内容が異なる		全園で同じ内容
食物アレルギー対応		可		不可
自動車送迎		就労等で必要がある場合は、自動車送迎が可		
その他				各小学校区に1か所設置

3 入園基準

保育園・乳児園・幼稚園（2号認定）へ入園できる児童は、刈谷市に住民登録があって実際に刈谷市に居住しており、保護者が下表の入園基準を満たす場合です。

幼稚園（1号認定）については、手続きが異なります。市民だより(9月号)・市HPをご参照ください。

保育を必要とする理由		基 準
就労	居宅内・外で労働をしている場合	実働月 60 時間以上の仕事をしている場合 ※休憩時間・残業時間を除く。 ※月の就労時間は4週間で換算する。
妊娠・出産	保護者が妊娠中又は出産後間もない場合	出産予定日の8週間前の月の1日から、出産日の8週間後の日の属する月の末日までの期間にある場合（出産日が予定よりも前後した場合、入園期間が変更になる場合があります。） 《期限付入園》
疾病・障害	保護者が病気にかかり、負傷し、又は心身に障害がある場合	医師の診断書又は障害者手帳等により、保育ができないと認められる程度の病気、又は心身に障害があると認められる場合 《期限付入園》
介護等	長期に病気又は心身に障害がある家族を介護等している場合	常時、付き添っての介護等に従事している場合（要介護者の介護、入院患者の看護、通院・機能回復訓練等） 《期限付入園》
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたる場合	災害により児童の居宅を失い、又は破損した場合にその復旧のため保育できない場合 《期限付入園》
就学	保護者が就学している場合	月 60 時間以上の就学（在校していることが必要）をしている場合 《期限付入園》
求職活動	保護者が求職活動をする場合	入園日から起算して 60 日目の属する日の月末までに入園基準を満たす就労を開始すること 《期限付入園》 ※求職活動の理由による保育の利用は年度に1回のみ
その他		上記以外で保育が必要とされる状態にある場合（3歳児クラス以上への入園申込みで育休中、虐待やDVのおそれがある場合等）

4 申込みから入園までの流れ

(1) 一斉申込

○令和9年度（令和9年4月～令和10年3月）の入園希望者を募集します。

○出産前のお子様でも申込み可能です。

手続きの流れ	時 期	内 容
①入園のお知らせ	9月1日（火）	・市民だより(9月号)・市HPでお知らせします。 〔申込書等は、市HPからダウンロード可。また、保育園・乳児園・幼稚園で配布（～10月2日（金）土日祝除く、8：30～17：15、園訪問時に事前連絡不要）。〕
②申込書等提出・児童の面接（期限厳守）	【一斉申込期間】 書面提出 9月7日（月） ～10月2日（金） 土日祝を除く （8:30～17:15） オンライン申込み 9月7日（月） ～9月25日（金） （24時間受付）	書面提出の方 ・第1希望の園に一斉申込期間内に必要書類を提出してください。 ・提出時にお子様の面接を行いますので一緒に<u>お越しください。</u> ・提出時の事前連絡は不要です。 提出時に園に質問ができ、お子様の面接も併せて行うことができます。 オンライン申込みの方 ・9月25日（金）までにオンライン申込みを行ってください。 ・第1希望園でお子様の面接を行いますので、面接の予約電話をしてください（面接期限10月30日（金））。 ・面接時に持参する書類はありません。  ▲オンライン申込み ・海外在住のため、期限までに面接に出向けない場合は、別途調整しますので、オンライン申込みの際にその旨申し出てください。
③実態調査	10月5日（月）～ 11月30日（月）	・申込書等について、必要に応じて、子ども課から電話で内容及び実態の確認をします。
④入園審査	11月～1月	・申込書等の内容や実態調査の結果を踏まえ、入園を決定します。
⑤入園決定等の通知書発送	1月中旬頃	《入園が決定した方》 ・利用承諾書、保育料等口座振替の用紙、ICTシステム登録手順等の案内を郵送します。 《入園が決定しなかった方》 ・保留通知書を郵送します。 ・その後、審査は随時申込として年度中継続され、在園児の退園等により、入園の可能性が出た場合のみ連絡します。
⑥健康診断・面談等	⑤の通知書発送後～ 3月中旬 〔園により日程が異なりますので⑤の通知書でお知らせします。〕	・入園が決まった園で、健康診断・面談等を行います。

(2) 随時申込

手続きの流れ	時 期	内 容
①入園相談 (保育園等利用相談 記録書の提出)	随時	・入園希望月の2か月前の15日まで(休日の場合はその直前の平日まで)に保育園等利用相談記録書を子ども課に提出してください。※オンライン申込み不可 ・期限を過ぎると、入園希望月の翌月以降の審査となります。
②内定連絡	内定した入園月の2か月前の月末	・在園児の退園等により、入園の可能性が出た方に電話で連絡します。 ・<u>入園できないという連絡はありません。</u> ・<u>連絡がなく、入園できなかった方については、年度中、自動的に次の月の審査対象となります。</u>
③申込書等提出・児童の面接	内定した入園月の前月10日まで(休日の場合はその直前の平日まで)	・内定連絡があった方は、P7の必要書類を子ども課に提出してください(申込書等は、子ども課の窓口で配布、市HPからダウンロード可)。 ・<u>提出時までにお子様の面接を行いますので、子ども課に一緒にお越しください。</u>提出時の事前連絡は不要です。
④実態調査	内定した入園月の前月19日まで	・申込書等について、必要に応じて、子ども課から電話で内容及び実態の確認をします。
⑤入園審査・入園決定の連絡	内定した入園月の前月20日頃	・申込書等の内容や実態調査の結果を踏まえ、入園を決定します。入園可能な場合は、電話で連絡します。
⑥面談・保育に関する説明	入園月の前月20日過ぎ	・入園が決定した場合は、入園の決まった園に電話して面談の日時を決めてください。当日はお子様と一緒に園に行き、保育に関する説明を受けてください。

(3) 転園申込

毎年、一斉申込期間中に翌年度4月1日入園分の転園希望の受付を行います。

乳児園の2歳児クラスは、3歳児クラスに上がる際に別園に移ることになりますが、この場合は転園ではなく進級です。

	内 容
申込み	申込期間：一斉申込期間中(令和8年9月7日(月)～10月2日(金)) 提出書類：一斉申込と同じ提出書類(「子どものための教育・保育給付認定申請書」を除く) ※申込書等は子ども課で配布、市HPからダウンロード可 提出先：子ども課
入園審査	○転園の入園審査は、4月入園のみで5月以降はありません。 ○保育の優先度において減算があります。
転園の決定	○転園が決定した場合のみ1月中旬頃に連絡があります。 <u>※転園決定後は辞退することができず、現在の在籍園に通うことはできません。</u> ○転園が決定しなかった場合は、引き続き現在の在籍園に通うことができます。
その他	○転園希望を出されたことは、転園が決定した場合を除き、現在の在籍園には伝わりません。



Q：保育園に入園できないことがありますか？

A：刈谷市では、低年齢から保育を希望される方が増えており、特に0～2歳児クラスで十分な受入枠がない状況です。現在、保育園や乳児園の新設、富士松南保育園・東刈谷保育園の乳児園への移行により、受入枠の拡充を進めていますが、保育園に入園できず、入園保留になる場合があります。

Q：一斉申込と随時申込ではどちらが入園しやすいですか？また、入園しやすい時期はありますか？

A：一斉申込者の入園決定後、定員に空きがある場合に随時申込者の入園決定になりますので、一斉申込の方が入園しやすいです。また、4月入園希望は、保育の優先度において入園希望月「5～3月」の減算がありませんので、5月以降入園希望より入園しやすい傾向にあります。

Q：令和9年度の一斉申込を行ったが、8年度の随時申込で入園決定となったら9年度の申込みはどうなりますか？

A：令和9年度の一斉申込は自動的に取下げとなります。

Q：令和9年度の入園申込みを行うと、入園が決まるまで10年度入園の審査も行われますか？

A：入園申込みは、令和9年度限りの審査となりますので、10年度分は改めて申込みが必要です。

Q：4月以降の就労先が決まっていますが、一斉申込をできますか？

A：「就労見込み」として就労予定先から就労証明書が発行される場合は、入園後、就労証明書に記載の就労時間を下回らないことを条件として、就労での申込みができます。就労証明書が発行されない場合は、求職活動での申込みは可能です。

Q：A園なら7時間勤務できるが、B園になると6時間勤務でないと迎えに間に合わないが、どう申し込めばよいですか？

A：7時間就労でA園のみを希望するか、6時間就労で第1希望A園及び第2希望B園とするか、どちらかで申し込んでいただくことになります。

Q：一斉申込期間内に、申込内容を変更したい場合はどうすればよいですか？

A：申込みを行った第1希望園で、申込書の修正や就労証明書の差替えを受け付けます。

Q：一斉申込期間後、審査結果が出る前であれば、申込内容を変更できますか？

A：一斉申込期間を過ぎた場合は、保護者の自己都合による内容の変更は原則受付できませんので、内容を精査の上、申込みをお願いします。

Q：現在、市外在住ですが、刈谷市内の保育園・乳児園・幼児園の入園申込みはできますか？

A：刈谷市に転入した際の住所が確定しており、入園月の前月末までに転入できる方、かつ指定した期限までに児童の面接を行うことができる方は、申込むことができます。入園月の前月末までに転入できなかった場合は、入園が取消しになります。

なお、広域入所により、一時的に刈谷市内の園を利用したい場合は、お住まいの市区町村にご相談ください。

Q：随時申込の申込内容を変更（希望園の増減など）したい場合はどうすればよいですか？

A：申込内容の変更を受け付けますので、子ども課にご連絡ください。

ただし、申込内容の変更は、新規申込扱いとなりますので、認可外等在園加算の変更を除き、次回の審査から入園希望月「5～3月」の減算が適用されます。

Q：市外の保育園等を利用（広域入所）したいのですが、申し込むことができますか？

A：里帰り出産で一時的に市外の保育園等を利用する場合、広域入所の対象として申し込むことが可能ですので、子ども課にご相談ください。

5 申込みに必要な書類

(1) 保育を必要とすることを証明する書類等

			書類名称等	チェック	
全員が提出する書類	①保育所等利用申込書（市指定の様式）			☐	
	②子どものための教育・保育給付認定申請書（市指定の様式）			☐	
	③保育が必要な理由を証明する書類 ※父母等それぞれ該当する保育が必要な理由を1つ選択				
	保育が必要な理由		書類名称等	父等	母等
	就労	被雇用者	就労証明書（市指定の様式） ※変則就労の場合は就労状況申告書（市指定の様式）を添付	☐	☐
		自営業	就労証明書（市指定の様式）及び勤務実態を確認できる書類（確定申告書、開業届受理票、農家基本台帳、受注実績、直近2か月の給与明細等の写し） ※変則就労の場合は就労状況申告書（市指定の様式）を添付	☐	☐
	妊娠・出産		母子手帳（表紙及び出産予定日のページ）の写し	☐	☐
	疾病・障害		医師の診断書（病気等により保育ができない理由とその期間が記載されているもの）又は障害者手帳、医療的ケア判定スコアの写し	☐	☐
	介護等		常時の介護等を必要とする旨の分かるもの（医師の診断書又は障害者手帳、介護保険被保険者証、医療的ケア判定スコアの写し）	☐	☐
	災害復旧		罹災証明書	☐	☐
	就学		在学証明書及び授業時間の分かるもの（カリキュラム等）	☐	☐
求職活動		求職活動・起業準備申立書兼誓約書（市指定の様式）	☐	☐	
その他（3歳児クラス以上への入園申込みで育休中）		就労証明書 （市指定の様式で、育児休業期間・復職予定日が記載されたもの）	☐	☐	

※医療的ケア判定スコア：医療的ケアを必要とする方が、障害福祉サービス等を利用する際に、看護職員の配置などどのような医療的ケアを必要とするか把握するための指標のことで、医師が発行し、本人からサービス事業者や自治体に提出される書類です。

(2) 世帯の状況により提出が必要な書類

		世帯の状況	書類名称等	チェック
該当者のみが提出する書類	保育を必要とする理由が「就労」の方で、その本人が疾病・障害の方		障害者手帳、医療的ケア判定スコアの写し	☐
	保育を必要とする理由が「就労」の方で、親族を介護・看護している方		介護等を必要とする旨の分かるもの（障害者手帳、介護保険被保険者証、医療的ケア判定スコアの写し）	☐
	認可外保育施設・幼稚園等に在園中の方		在園証明書	☐
	令和8年1月2日以降に刈谷市に転入された方		父母等のマイナンバーを記載した「子どものための教育・保育給付認定申請書」及び父母等ともに下記A Bのいずれか A：マイナンバーカード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書の両面の写し B：マイナンバーが記載された住民票の写し等及び公的機関が発行した写真付きの身分証明書の写し	☐
	令和7年中に海外駐在歴のある方		令和7年分（1月1日から12月31日）の所得が分かるもの	☐
	障害のある児童・同居家族がいる方		障害者手帳の写し	☐

(3) その他の書類

保育の必要性の確認のため、(1)(2)以外に書類の提出を求める場合があります。

6 申込み前のチェック

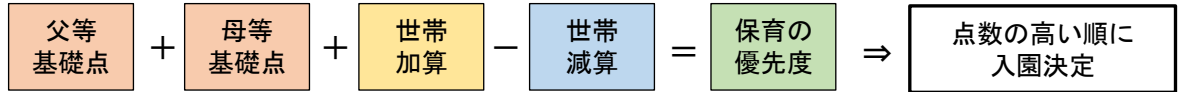
次の事項を必ず確認の上、申し込んでください。

	区 分	内 容
全 員	共 通	☐申込書等は、申込みをする児童ごとに1部ずつ提出してください。 ☐きょうだいで申し込む場合、就労証明書等の原本は下のお子様の申込書に添付し、上のお子様はコピーしたものを添付してください。 ☐実態調査で内容を確認する場合があるため、提出する書類は、全てコピーや画像等を保管してください。 ☐期限内に不備なく全て揃えて提出してください。一斉申込で書類の不足や記載不備があると受付無効です。申込期間経過後の訂正は随時申込扱いになり、一斉申込の入園決定後の審査になります。 ☐10月30日（金）までにお子様の面接ができない場合、一斉申込は無効・取下げとなりますので、改めて随時申込をしていただく必要があります。ただし、出産前あるいは新生児で外出が難しいお子様については、その旨を第1希望園に伝えてください。入園決定後に面接を行いますので、子ども課からの通知をお待ちください。 ☐家族の状況や就労内容等が変更になる場合は、申込中、入園後いずれにおいても必ず子ども課にご連絡ください。
	保育所等 利用申込書	☐冒頭の代表保護者欄と末尾の署名者欄は、同一の保護者氏名を記入してください。 ☐育児休業を延長する場合に必要な入園保留通知は、代表保護者の名前宛てで発行されます。
	子どものための教育・保育給付認定申請書	☐申請者(保護者)氏名欄は、代表保護者氏名を記入してください。 ☐令和8年1月1日時点で刈谷市に住民票がある方は、個人番号の記入は不要です。既に記載している場合は、黒く塗りつぶしてください。 ☐令和8年1月2日以降に刈谷市に転入された方は、個人番号を記入し、マイナンバーカードの写し等のマイナンバー関係書類を封筒に封入・封緘して提出してください。
保育が必要な理由が「就労」の方	就労証明書	☐一斉申込では、就労証明書の証明日が令和8年8月1日以降のものが有効となります。 ☐就労証明書は、入園後の就労条件であることを確認してください。 ☐1日・週間・月間の就労時間（残業時間を除く）、休憩時間が正しいか確認してください。 ☐復職後、時短勤務になる場合、そのことが記載された就労証明書を提出してください。 ☐入園後、ならし保育期間を設けた後の復職予定日になっているか確認してください。 ☐自営業の方は、勤務実態を確認できる書類（確定申告書、開業届受理票、農家基本台帳、受注実績、直近2か月の給与明細等の写し）を添付してください。 ☐変則就労の方は、就労状況申告書を添付してください。
	保育所等 利用申込書	☐入園後の就労条件を記入してください。 ☐時短を取得する場合は、その時間を記入してください。 ☐月の就労時間は、休憩時間・残業時間を除き、4週間に換算した時間を記入してください。 ☐就労証明書の就労時間は、休憩時間を含む時間ですが、申込書の就労時間（休憩時間を除く）と整合が取れているか確認してください。 ☐就労時間、育児休業の復職予定日、単身赴任の状況などが、就労証明書の内容と異なる場合は、「就労状況の補足事項欄」にその理由などを記入してください。 ☐時短取得時間が未定などの理由で、現時点で時短勤務の記載がない就労証明書になる場合は、保育所等利用申込書の「就労状況の補足事項欄」に見込みの時短取得時間を記入していただければ、その時間の「就労」として審査することができます。就労証明書が発行されない場合は、保育を必要とする理由が「求職活動」の区分として審査することになります。
	入園後	☐就労で育児休業から復職の方、新規就労の方は、入園後に2か月分の就労実績を確認しますので、就労実態を確認できる書類（タイムカード、給与明細等の写し）を園に提出してください。 ☐申込み時、時短取得時間が未定などの理由で、時短勤務の就労証明書が発行されず、保育所等利用申込書の「就労状況の補足事項欄」に見込みの時短取得時間を記入して「就労」の審査を受けた方は、入園後、時短取得時間が記載された就労証明書を園に提出してください。 ☐審査の公平性を保つため、入園後、原則、入園（申込み）時の勤務時間を短縮することはできません。勤務先に確認の上、保育の優先度が下がる勤務時間等で申し込んでください。 ☐入園後に勤務時間を短縮するなど、入園（申込み）時から保育の優先度が下がる状況変更があった場合は、自主的に退園届を提出いただき、改めて随時申込をしていただく必要があります。

7 入所選考基準

保育の優先度を指数一覧表に基づき、次の方法により点数化し、申込者全体の中で点数の高い順に入園決定を行います。

- 基礎点：父等・母等それぞれに、「保育を必要とする理由」から該当する最も点数の高い1項目を適用
- 世帯加算：世帯や就労状況、入園希望の園など、該当する項目を世帯に適用
- 世帯減算：入園希望月や入園辞退など、該当する項目を世帯に適用



なお、同点の場合は、次の順に入園決定を行います。

- ①希望順位の高い方 ②父等・母等の基礎点合計が高い方 ③最も高い世帯加算の項目の高い方

☆入所選考の例

★園の空き状況

園名	さくら保育園	かりがね保育園	東刈谷保育園
空き状況	空きなし	あと1人	あと1人

★申込者の点数と希望園

氏名	点数	第1希望	第2希望	第3希望
Aさん	280点	さくら保育園	かりがね保育園	東刈谷保育園
Bさん	250点	かりがね保育園	さくら保育園	なし
Cさん	240点	かりがね保育園	東刈谷保育園	さくら保育園

▼選考 ■点数の高い方から順（Aさん→Bさん→Cさん）に入園を決定します。

氏名	点数	第1希望	第2希望	第3希望
Aさん	280点	さくら保育園	かりがね保育園	東刈谷保育園
現時点の空き状況		空きなし	あと1人	あと1人

① Aさんは第1希望園に空きがないため、第2希望園に決定。

Bさん	250点	かりがね保育園	さくら保育園	なし
現時点の空き状況		空きなし	空きなし	—

② Bさんの第1希望園はAさんが決定したため空きがなく、第2希望園も空きがないため入園保留。

Cさん	240点	かりがね保育園	東刈谷保育園	さくら保育園
現時点の空き状況		空きなし	あと1人	空きなし

③ Cさんは第2希望園に空きがあり決定。

令和9年度指数一覧表

I 基礎点

番号	保育を必要とする理由	内 容			父等配点	母等配点
1	就労 ※休憩時間・残業時間を除き、就労時間は4週間で換算	月 150 時間以上（フルタイム）	(7.5 時間/日)		170	170
2		月 140 時間以上	(7.0 時間/日)		155	155
3		月 130 時間以上	(6.5 時間/日)		140	140
4		月 120 時間以上	(6.0 時間/日)		125	125
5		月 110 時間以上	(5.5 時間/日)		110	110
6		月 100 時間以上	(5.0 時間/日)	例：週 5 日勤務の場合	95	95
7		月 90 時間以上	(4.5 時間/日)		80	80
8		月 80 時間以上	(4.0 時間/日)		65	65
9		月 70 時間以上	(3.5 時間/日)		50	50
10		月 60 時間以上	(3.0 時間/日)		35	35
11	妊娠・出産	産前産後 ※既に入園している方・入園内定の方は、当該理由による再審査なし				115
12	疾病・障害	入院			180	180
13		特定疾病（介護保険制度）等により常時 ^が 病臥			180	180
14		身体 1～2 級、療育 A、精神 1 級、医療的ケア判定スコア 32 点以上			160	160
15		身体 3 級、療育 B、精神 2 級、医療的ケア判定スコア 16 点以上			130	130
16		身体 4～6 級、療育 C、精神 3 級、医療的ケア判定スコア 3 点以上			100	100
17		保育不可の診断書			70	70
18	介護等	同居親族を介護、看護 （要介護 3～5、身体 1～2 級、療育 A、精神 1 級、医療的ケア判定スコア 32 点以上）			160	160
19		同居親族を介護、看護 （要介護 1～2、身体 3 級、療育 B、精神 2 級、医療的ケア判定スコア 16 点以上）			130	130
20		同居親族を介護、看護 （身体 4～6 級、療育 C、精神 3 級、医療的ケア判定スコア 3 点以上）			100	100
21		別居親族を介護、看護 （要介護 1～5、身体 1～3 級、療育 A・B、精神 1～2 級、医療的ケア判定スコア 16 点以上）			80	80
22		上記以外			35	35
23	災害復旧	災害復旧			250	250
24	就学	就学時間月 60 時間以上			35	35
25	求職活動	失業（生計中心者）			90	90
26		上記以外			30	30
27	不存在	死亡・離婚・未婚等 ※単身赴任の場合は「不存在」ではなく「就労」の区分を適用			170	170
28	その他	虐待など児童福祉相談センター等が「保育が必要な家庭」と判断			250	250
29		育休中（見込を含む）で 3～5 歳児（年少以上）クラスに申込み			25	25



Q：就労時間の計算方法は？

（例）契約上の就労時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（8.75 時間）

休憩時間：1 時間 勤務日：月曜～金曜（週 5 日）

A：1 か月を 4 週として計算しますので、（8.75 時間－1 時間）× 5 日 × 4 週＝155 時間

Ⅱ 世帯加算

番号	内 容				世帯配点
30	世帯	ひとり親家庭			21
31		生活保護世帯			21
32		里親世帯			21
33	保育を必要とする理由「就労」	育休復職者			3
34		事業所都合による単身赴任			3
35		保育に関する仕事	市内で従事		26
36			市外で従事		13
37		就労かつ	疾病障害	本人が身体 1～6 級、療育 A～C、精神 1～3 級 医療的ケア判定スコア 3 点以上、保育不可の診断書	30
38			介護等	同居親族を介護、看護 （要介護 1～5、身体 1～6 級、療育 A～C、精神 1～3 級、医療的ケア判定スコア 3 点以上） 別居親族を介護、看護 （要介護 1～5、身体 1～3 級、療育 A・B、精神 1～2 級、医療的ケア判定スコア 16 点以上）	30
39	乳児園児進級	乳児園 2 歳児進級希望調査提出の児童			30
40	育休退園	育休退園している未就園の児童			15
41	きょうだい がいる児童 ※認可園とは 認可保育園・ 乳児園・幼児園	在園	きょうだい、市内の認可園に在園（転園申込中含む） 【入園希望月時点】		18
42		入園申込み	きょうだい、市内の認可園に入園申込み（乳児園児進級と転園申込除く）		10
43		乳児園児進級	きょうだい「乳児園 2 歳児進級希望調査提出の児童」		30
44		育休退園	きょうだい「育休退園している未就園の児童」		15
45		双子以上	双子の申込み ※申込みをしている双子以外にも適用		20
46			三つ子以上の申込み ※申込みをしている三つ子以上以外にも適用		40
47	認可外等在園	本人が認可外保育施設・幼稚園等に在園中			15
48	希望園	希望園に乳児園・幼児園あり ※富士松南保育園・東刈谷保育園の 0・1 歳児クラス希望を含む			11
49		希望園が 6 園以上			7
50		希望園が 3～5 園			3
51		小学校区の幼児園を第 1 希望			31
52	その他	特に支援が必要と認められる場合等			1～100

Ⅲ 世帯減算

番号	内 容	世帯配点
53	入園希望月が 5～3 月（月ごとに 11 点ずつ減算） ※育休復職者かつ希望園が市直営のみの方を除く ※認可外等在園加算の追加の場合は、変更月からの減算を適用しない	△11～△121
54	入園辞退	△31
55	自営業かつ所得割 57,700 円未満（受注実績等の客観的に就労実態が分かる資料添付により減算なし）	△31
56	転園 ※富士松南保育園・東刈谷保育園の乳児園への移行に伴う転園、市内遠方転居等によるやむを得ない転園の場合を除く	△151
57	保育料等滞納	△300
58	刈谷市外からの広域入所（刈谷市内に里帰り） ※転入の場合を除く	△350
59	刈谷市外からの広域入所（刈谷市外で里帰り）	△400
60	その他（就労状況に虚偽がある場合等）	△500

【「就労」の月の就労時間】

就労証明書の内容を基に、次の考え方により月の就労時間を計算します。

○年間を通して、毎月必ず労働する月の就労時間を採用します。

月によって就労時間が変動する場合は、原則、就労時間が最も少ない月の就労時間を採用します。

○就労時間は、休憩時間・残業時間を含みません。

○月の就労時間は、原則、就労証明書の月間合計時間や「一月当たりの就労日数」に関わらず、4週として計算
⇒「一週当たりの就労日数」×4週

(計算例)

【固定就労の場合】

就労証明書の記載

6	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	176	時間	0	分 (うち休憩時間	1320	分)	
		☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐		☐	一週当たりの就労日数	月間	22	日	一週当たりの就労日数	週間	5
		平日		9	時	0	分	～	17	時	0	分 (うち休憩時間	60.00	分)				
		土曜			時		分	～		時		分 (うち休憩時間		分)				
		日祝			時		分	～		時		分 (うち休憩時間		分)				

⇒ (8時間【17時－9時】－休憩1時間) × 週5日 × 4週 = 140時間/月に換算

【変則就労の場合】

就労証明書の記載

6	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	☒ 月間 ☐ 週間 176 時間 0 分 (うち休憩時間 1320 分)					
		就労日数	☒ 月間 ☐ 週間 22 日					
		主な就労時間帯 ・シフト時間帯	時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)					

⇒ (176時間－休憩22時間) ÷ 22日 × 4週(20日) = 140時間/月に換算

※就労状況申告書から雇用契約上、隔週で週6日勤務であり4週22日勤務が確認できる場合は154時間/月

【世帯加算・世帯減算】

申込状況等により、下表のような優先度の加算・減算(P11の指数一覧表から抜粋)があります。

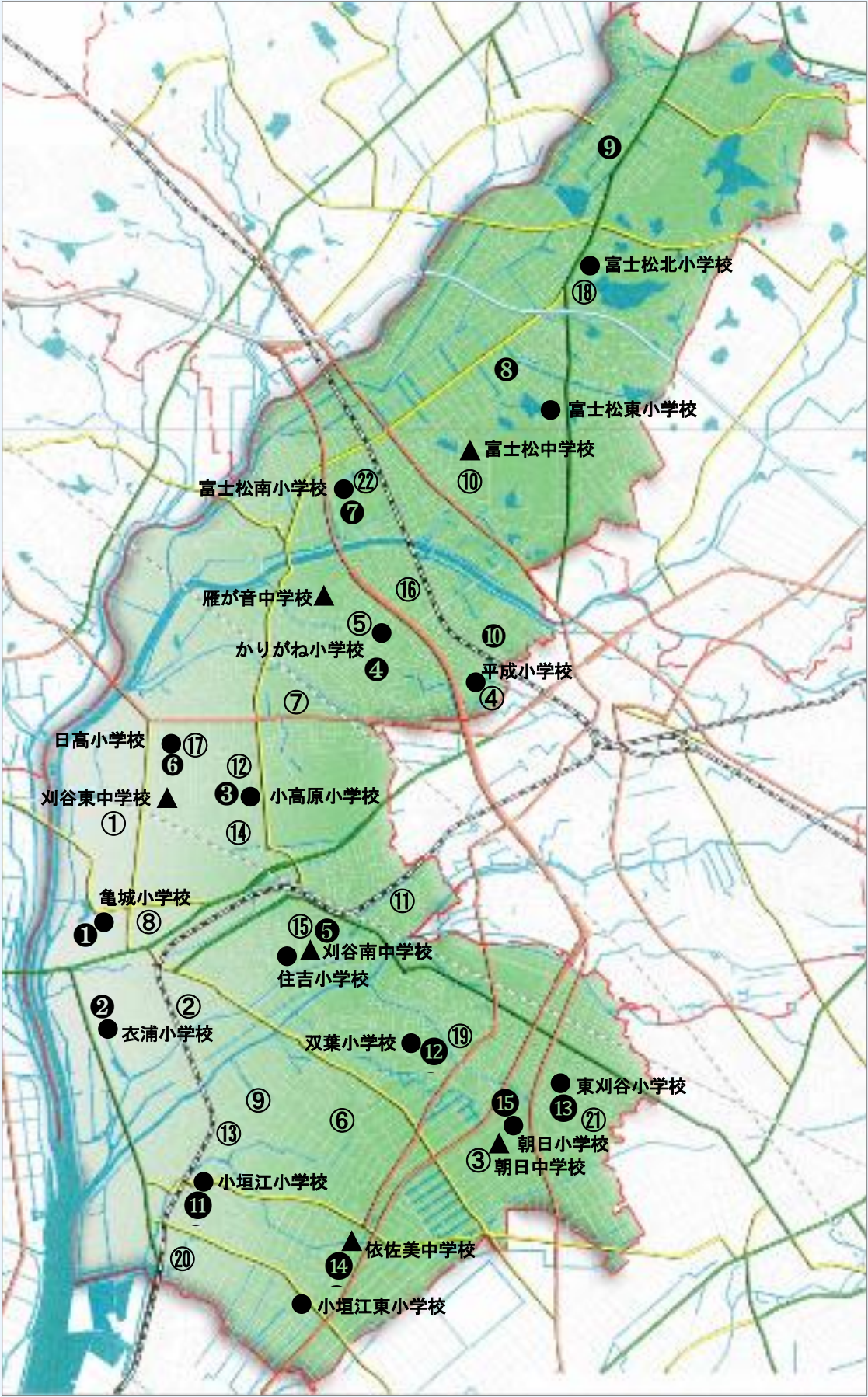
		内 容	指数一覧表
加 算	認可外等在園	本人が認可外保育施設・幼稚園等に在園中の場合は、 <u>優先度が上がります。</u>	47番
	希望園	下記の場合、 <u>優先度が上がります。</u> ・希望園の中に乳児園(富士松南保育園・東刈谷保育園の0・1歳児クラス希望を含む)又は幼児園が含まれている場合 ・希望園が3園以上の場合 ・小学校区の幼児園を第1希望にしている場合	48～51番
減 算	入園希望月「5～3月」	入園希望月が、 <u>5月以降の場合は減算が適用され、徐々に優先度が下がります。</u> 減算されない場合は次のとおりです。 【減算されない場合】 ・育休復職の方で、希望園が全て市直営の園(P14の15～22番までの園)の場合 ・入園保留後に認可外保育施設・幼稚園等に在園となり、認可外等在園加算の追加のため、申込内容を変更する方(変更月からの減算なし) ・4月入園希望の申込みで入園保留となった方で、随時申込として5月以降の入園審査が継続された場合	53番

8 園の所在地・定員等

【保育園・乳児園・幼児園の位置図】

	保 育 園 乳 児 園 名
①	親 愛 の 里
②	こ ぐ ま
③	第二こぐま
④	刈谷ゆめの樹
⑤	空のうさぎ
⑥	依佐美清涼
⑦	刈谷大和
⑧	城のうさぎ
⑨	こ と り
⑩	ALL 4 KIDS ナーサリースクール刈谷
⑪	かりやYMCA
⑫	木 の 実
⑬	お が き え
⑭	あ お ば
⑮	さ く ら
⑯	かりがね
⑰	日 高
⑱	富 士 松 北
⑲	双 葉
⑳	慈 友
㉑	東 刈 谷
㉒	富 士 松 南

	幼 児 園 名
①	刈 谷
②	衣 浦
③	小 高 原
④	かりがね
⑤	住 吉
⑥	日 高
⑦	富 士 松 南
⑧	富 士 松 北
⑨	井 ケ 谷
⑩	平 成
⑪	小 垣 江
⑫	双 葉
⑬	東 刈 谷
⑭	小 垣 江 東
⑮	朝 日



(1) 保育園・乳児園の所在地・定員等

	園 名	所 在 地	連 絡 先	定員 (人)	対象児童	開 園 時 間	経営主体
1	親 愛 の 里 保 育 園	熊野町 4-8-7	21-0893	90	0～5 歳児 クラス	AM7:30-PM7:00	社会福祉法人 (民設民営)
2	こ ぐ ま 保 育 園	富士見町 3-304	23-2224	130		AM7:30-PM7:30 (祝日 PM6:30 まで)	
3	第 二 こ ぐ ま 保 育 園	半城土町中ノ湫 110	93-1651	110		AM7:30-PM7:30	
4	刈谷ゆめの樹 保 育 園	一ツ木町 3-5-5	45-7211	90		AM7:30-PM7:30 (祝日 PM7:00 まで)	
5	空のうさぎ 保 育 園	築地町 2-26-5	24-3988	90		AM7:00-PM7:00	
6	依佐美清涼 保 育 園	高須町山ノ神 57	62-8255	120		AM7:30-PM7:30	
7	刈 谷 大 和 保 育 園	池田町 5-301	93-2211	90		AM7:30-PM7:30 (祝日 PM7:00 まで)	
8	城のうさぎ 保 育 園	銀座 3-34-1	21-8839	90		AM7:30-PM7:30	
9	こ と り 保 育 園	小垣江町弁天 45	91-8015	90			
10	ALL4KIDS ナーサリースクール刈谷	今岡町弁天 11	91-2550	90			
11	かりやYMCA 保 育 園	重原本町 1-5	62-8221	110			学校法人 (民設民営)
12	木 の 実 乳 児 園	新富町 1-908	70-8726	61	0～2 歳児 クラス(年少未満)	AM7:30-PM7:30	特定非営利 活動法人 (民設民営)
13	お が き え 保 育 園	小垣江町南堀 24	63-5500	180	0～5 歳児 クラス	AM7:00-PM8:00	株式会社 (民設民営)
14	あ お ば 保 育 園	神明町 3-501	22-1235	160		AM7:00-PM8:00 (日曜・祝日 PM7:00 まで)	市・株式会社 (公設民営)
15	さ く ら 保 育 園	若松町 5-52	23-1577	160		AM7:30-PM6:30	刈谷市 (市直営)
16	か り が ね 保 育 園	一ツ木町 8-18-25	21-2123	180			
17	日 乳 児 高 園	日高町 1-404	23-5401	113			
18	富 士 松 北 乳 児 園	東境町大池 8	36-5524	115			
19	双 乳 児 葉 園	野田町西屋敷 198-1	21-1858	118			
20	慈 乳 児 友 園	荒井町 2-9-1	22-1332	100		AM7:30-PM7:00	
21	東 刈 谷 保 育 園	南沖野町 2-15-1	22-9000	180	<u>段 階 的 に</u> <u>「乳児園」に</u> <u>移行します</u> <u>(詳 細 は</u> <u>P17 へ)</u>	AM7:30-PM6:30	
22	富 士 松 南 保 育 園	今川町土取 10	36-3610	160		AM7:30-PM7:00 (祝日 PM6:30 まで)	

※おがきえ保育園は令和9年度、あおば保育園は令和11年度から、0～5歳児クラスまでの私立保育園になります。

※0歳児クラスの入園については、生後6か月より後の月初日です。

ただし、こぐま保育園・第二こぐま保育園は生後43日以降、依佐美清涼保育園、ALL4KIDS ナーサリースクール刈谷は生後57日以降の月初日からです。

※こぐま保育園は、0歳児クラス対象の分園があります(定員数:本園110人/分園20人)。

※各園の状況等により、保育時間、定員、料金等の保育提供体制が変更になる場合があります。

(2) 幼稚園の所在地・定員等

	幼稚園名	所在地	連絡先	【参考】 小学校区	定員 (人)	対象児童	開園時間	経営主体
1	刈谷	司町 3-15	23-1019	亀城小	260	3～5 歳児 クラス (年少以上)	AM 7:30 ～ PM 6:30	刈谷市 (市直営)
2	衣浦	天王町 3-24	23-2402	衣浦小	210			
3	小高原	原崎町 1-101	23-1049	小高原小	260			
4	かりがね	恩田町 4-156-2	21-3083	かりがね小	260			
5	住吉	神田町 2-3-8	21-5832	住吉小	260			
6	日高	日高町 1-201	22-9361	日高小	260			
7	富士松南	今川町山脇 58	36-0614	富士松南小	260			
8	富士松北	東境町飯島 33	36-5013	富士松東小	260			
9	井ヶ谷	井ヶ谷町下前田 54	36-1611	富士松北小	210			
10	平成	一ツ木町 5-16-1	27-3140	平成小	180			
11	小垣江	小垣江町西王地 28-1	21-7575	小垣江小	260			
12	双葉	半城土中町 3-13-2	22-2427	双葉小	260			
13	東刈谷	東刈谷町 3-8	23-7373	東刈谷小	260			
14	小垣江東	小垣江町上沢渡 33	23-5450	小垣江東小	90			
15	朝日	野田町新上納 301	28-6711	朝日小	260			

※就労等が必要がある場合は、自動車送迎が可能です。

※幼児園給食は学校給食センターでの調理であり、小中学校と同等の食材管理・衛生管理を行っています。一括調理のため、アレルギー対応はありません。

9 保育時間(園児受入時間)と休園日

保育時間は、各園の開園時間を最長として、保育を必要とする理由に合わせた受入時間になります。

就労の理由の場合は、就労時間＋通勤時間等が受入時間になります。就労、妊娠・出産及び災害復旧以外の理由の場合は、原則、下表の基本時間が最長の受入時間になります。

	保育園・乳児園	幼稚園(2号認定)
基本時間	月～金(午前8時30分～午後4時30分) 土(午前8時30分～午前11時30分)	月～金(午前8時30分～午後4時30分)
休園日	日曜、祝日、振替休日及び年末年始	<u>土曜</u> 、日曜、祝日、振替休日及び年末年始

※保護者の就労等の都合により、延長保育、休日(祝日)保育を利用できます。(次ページ参照)

10 延長保育

対象園	あおば保育園 こぐま保育園、第二こぐま保育園、刈谷ゆめの樹保育園、空のうさぎ保育園、刈谷大和保育園 城のうさぎ保育園、ことり保育園、ALL4KIDS ナーサリースクール刈谷、かりや YMCA 保育園 木の実乳児園、おがきえ保育園
対象者	上記対象園に在園の午後 7 時以降の保育を利用する子ども
延長保育料	月額 2,500 円（通常保育料とは別途必要）で、在籍園が徴収します。 生活保護、里親、市町村民税非課税世帯（P18 階層区分 A・B）の場合は無料です。
申込方法	あおば保育園：利用希望月の前月 20 日までにあおば保育園に申請書を提出 あおば保育園以外の園：各園にお問い合わせください。

※各園の状況等により、上記が変更になる場合があります。

11 休日(祝日)保育

	保育園・乳児園に在園		幼稚園に在園	
利用できる休日	日曜・祝日・振替休日		土曜・日曜・祝日・振替休日	
対象者	保護者の就労等により、日曜・祝日・振替休日の保育を必要とする子ども		保護者の就労等により、土曜・日曜・祝日・振替休日の保育を必要とする子ども	
日曜日の利用	日曜日に利用する場合は、利用月内で利用した日数分、園をお休みいただきます。			
実施園 ※実施園以外の園児も利用可	おがきえ保育園 あおば保育園	日曜・祝日・振替休日	おがきえ保育園	土曜・日曜・祝日・振替休日 ※令和9年度から土日の利用が可能になります。
	こぐま保育園 第二こぐま保育園 空のうさぎ保育園 城のうさぎ保育園 木の実乳児園 さくら保育園 富士松南保育園	祝日・振替休日	あおば保育園 こぐま保育園 第二こぐま保育園 空のうさぎ保育園 城のうさぎ保育園 さくら保育園 富士松南保育園	祝日・振替休日
申込方法	あおば保育園、さくら保育園、富士松南保育園 ・利用希望月の前月 1～15 日までに、オンライン申請又は在籍している園へ申請書を提出 こぐま・第二こぐま保育園、空のうさぎ・城のうさぎ保育園、木の実乳児園、おがきえ保育園 ・申請書を提出する前に実施園に予約 ・利用希望月の前月 1～15 日までに在籍している園へ申請書を提出			

12 ならし保育

保育園・乳児園・幼児園に入園することで、お子様の生活環境が変わることになります。その負担を和らげるため、入園した月に「ならし保育」の期間を設けています。ならし保育期間中は、園と相談しながら、徐々に保育時間を延長します。就労等の方は、就労等開始日より前に入園することができます。

復職日等（就職日・就学日を含む）と入園日、ならし保育期間の関係は、下表のとおりです。ならし保育期間中の保育料は、減免措置や日割り計算などはありません。

復職日等	入園日	ならし保育期間
4月1日	4月1日	なし
5月以降の各月1日	前月1日	1か月
各月2日～31日	当月1日	1日間～4週間程度

※入園日は各月1日のみです。

※復職日等が4月1日の場合は、年度替わりとなるため、ならし保育期間はありません。ならし保育を希望される場合には、例えば4月中旬頃に復職されることをおすすめしています。

※4月1日入園の方で、復職日等が入園式後の場合は、入園式以後の登園にご協力ください。

13 乳児園への移行

お子様が0～2歳児の時期から保育を希望される方が増えており、多くのお子様を受け入れられるように、富士松南保育園と東刈谷保育園の2園について、令和8年度から5年間の移行期間を経て、令和13年度からは、0～2歳児クラスの乳児園になります。

【概要】

○令和9年度に2～5歳児クラスのお子様は、5歳児クラスまで在園し、卒園となります。

○令和9年度に0・1歳児クラスのお子様は、2歳児クラスまで在園し、その後は幼児園や他の保育園など別園に進級となります。幼児園では、乳児園から進級できる受入枠を充分に確保しており、進級先の第1希望園が幼児園の場合、優先して11月頃に入園決定します。また、保育園を希望する場合も入園審査の優先度において加算を設けています。

例）令和9年度に1歳児クラスに入園したお子様 → 令和10年度末まで在園し、11年度から幼児園など別園に進級

○令和11年度に3歳児クラスは無くなり、0～2、4、5歳児クラスの編成になります。

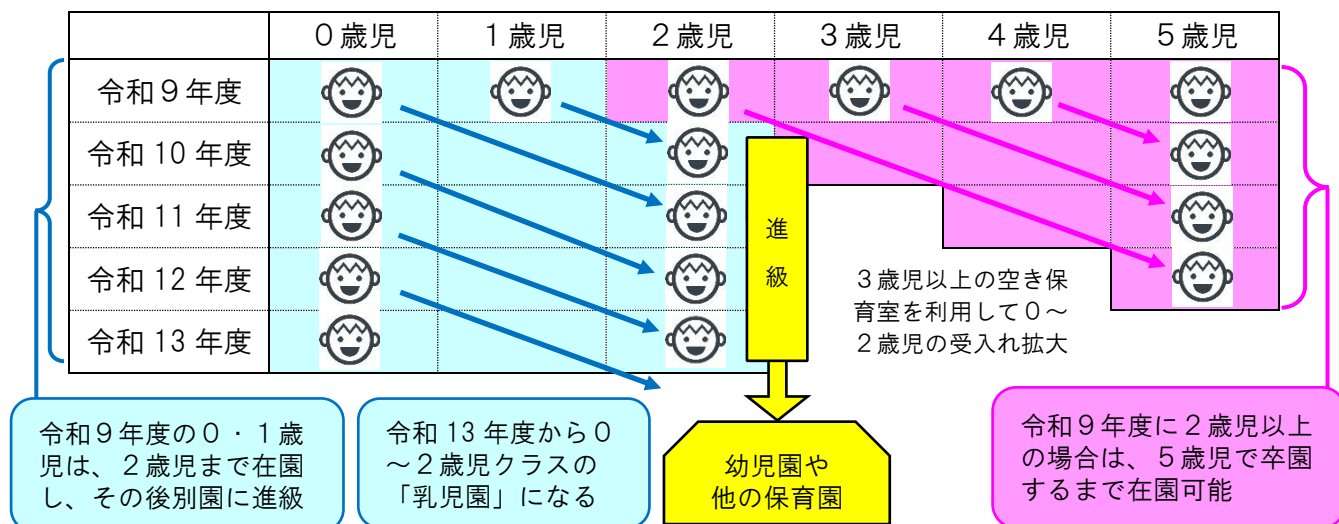
○令和12年度に4歳児クラスが無くなり、0～2、5歳児クラスの編成になります。

○3～5歳児クラスについて、当該年度にクラスがある限り、新規入園申込みは可能です。

○移行期間中でも、各年齢に応じた園の行事は引き続き行います。

【乳児園移行イメージ】

令和13年度に乳児園になるまでの各年齢の在園状況を表しています。



14 保育料・給食費

保育料は、児童の年齢と父母合算の市町村民税の課税状況をもとに決定するため、ご家庭ごとに異なります。令和9年度保育料の4月分から8月分は令和8年度の市町村民税額により、9月分以降は令和9年度の市町村民税額により決定しますので、9月分から保育料が変更になる場合があります（変更の場合は9月中旬頃お知らせします）。3～5歳児クラスについては、幼児教育・保育の無償化により、保育料は無料になりますが、延長保育料や給食費等の実費徴収分は原則かかります。

市町村民税額や家庭状況に変更があった場合は、早急に子ども課まで申し出てください。

令和9年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市町村民税	令和8年度(令和7年分)市町村民税					令和9年度(令和8年分)市町村民税						

【保育所等保育料基準額表】

階層区分			保育料基準額（月額）	
区分	定義		0～2歳児クラス	3～5歳児クラス
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）、里親		0円	0円
B	A階層を除く当該年度分の市町村民税額が非課税の世帯			
C1	A階層及びB階層を除き、 当該年度分の市町村民税 所得割課税額の区分が次の 区分に該当する世帯	48,600円未満	8,400円	
C2		48,600円以上 62,000円未満	11,400円	
C3		62,000円以上 71,500円未満	14,600円	
C4		71,500円以上 110,000円未満	19,800円	
C5		110,000円以上 140,000円未満	27,400円	
C6		140,000円以上 165,000円未満	36,400円	
C7		165,000円以上 205,000円未満	40,200円	
C8		205,000円以上 335,000円未満	44,000円	
C9		335,000円以上	47,000円	

※保育料を算定する市町村民税額の計算には、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、住宅借入金等特別税額控除額等（調整控除を除く）は適用されません。

【給食費（主食費・副食費・おやつ代）】3～5歳児クラス

施設	給食費
公立保育園・幼稚園（2号認定）	日額 260円
私立保育園	月額（園ごとで異なります）

※0～2歳児クラスの給食費は、保育料に含まれています。

※公立保育園・幼稚園（2号認定）の給食費は、指定の口座から、翌月末日（金融機関休業日の場合は、翌営業日）に引き落としとなります。

【保育料・給食費の減免特例】

当該年度の3月31日時点において18歳以下の児童で数えて2番目以降である場合は保育料が無料、3番目以降である場合は給食費が無料です。その他の減免は下表のとおりです。

	保育料（0～2歳児クラス）	給食費（3～5歳児クラス）
①市町村民税の所得割額が57,700円未満の世帯	兄・姉の年齢を問わず、第2子は保育料基準額の半額、第3子以降は無料	第1子から無料
②「ひとり親世帯」又は「在宅障がい児(者)のいる世帯」で、市町村民税の所得割額が77,101円未満の世帯	第1子に該当する0～2歳児は1,400円、第2子以降は兄・姉の年齢を問わず無料	第1子から無料

【祖父母同居の場合】

保育料・給食費は、基本的に児童の年齢と父母の市町村民税の課税状況を基に決定しますが、父母のいずれも市町村民税が非課税の場合には、同居の祖父母のうち、市町村民税の所得割額の高い方の額により決定します。

祖父母が同一地番に居住している場合は、同一棟であり、かつ、トイレ・台所・居室が共有であれば同居扱いとなりますが、別棟（屋根がつながっていない）又はトイレ・台所・居室が別（父母と祖父母が独立した空間で生活している）であり、かつ生計が別であることが確認できれば別居扱いとなります。

【前年の収入を申告していない場合】

前年に扶養内で就労をしていた方又は就労しておらず収入がなかった方、海外から転入された方、その他自己都合等の理由により前年の収入を申告していない方は、保育料・給食費を算定するために申告が必要です。

市町村民税が確認できない場合、保育料が最高額となり、給食費の減免が適用されないことがあります。

15 実費徴収等

園における主な実費徴収等は、次のとおりです。

令和8年9月時点

	公立保育園・乳児園		幼稚園	
月 額	保護者会費 （教材費含む）	保育園 500 円 乳児園 250 円	子ども未来サポーターズ会費	250 円
			充実費（遊具代等）	100～200 円
	絵本代（園による）	410～500 円	園友会費（行事代等）	100 円
			教材費	350 円
日本スポーツ振興 センター災害共済 掛金	年額 240 円		年額 200 円	
クラス帽子	850～1,200 円/個		870～1,100 円/個	
遊び着			2,365 円/着	
クレパス・ペン・のり・はさみ・自由画帳・粘土等 （主に3～5歳児）	2,000～4,000 円程度		2,500 円程度	

※上記の金額はあくまでも目安です。

※私立園については、制服やかばんの指定など、園ごとに内容が異なります。



Q：保育園の内定を辞退した場合、入園保留通知（保育の利用ができないことの証明）は発行できますか？

A：内定を辞退した場合や、申込内容の変更により内定が取消しとなった場合は発行できません。

Q：保育園に入れなかった場合は、育児休業延長等のために入園保留通知を発行できますか？

A：定められた期限（随時申込は入園希望月の2か月前の15日）までに入園申込みをし、入園できなかった場合、子ども課窓口又はオンラインで発行手続きができます。

なお、子ども課窓口ではその場で発行し、オンラインの場合は、概ね1週間後にご自宅に郵送します。

Q：入園保留通知の発行可能日はいつですか？

A：発行可能日は、入園希望月の1か月前の月初めからです。

（例：8月入園希望での入園保留通知は、7月1日から発行申請が可能です。）

Q：令和8年5月生まれの子がおり、令和9年11月（1歳6か月）に入園したいため、令和9年5月（1歳）の入園申込みは行わなかった。5月入園の入園保留通知は発行できますか？

A：定められた期限までに入園申込みをしていなかった場合、その月の入園保留通知は発行できません。

5月入園希望の随時申込の場合、令和9年3月15日（入園希望月の2か月前の15日）までに申込みをし、審査の結果、入園できなかった場合に発行されます。

Q：一斉申込の結果が入園保留になった後、状況が変わった場合はどうすればよいですか？

A：引き続き入園審査の対象となるため、状況が変わる場合（市内転居により希望園を変更したい場合や育児休業を延長したことにより審査を希望しない場合等）は、子ども課に連絡し、申込内容の変更をしてください。

Q：保育園に入園できなかった場合はどのような対応がありますか？

A：認可外保育施設や一時保育、私立幼稚園などを利用することも考えられます。利用に当たり、補助金を受けられる場合があります。詳しくは子ども課にお問い合わせください。

Q：保育園に入園できず、認可外保育施設に通うこととなった場合、市に連絡する必要がありますか？

A：認可外保育施設等に在園しながら認可保育園を希望される場合は、入園審査で優先度の加算がありますので、子ども課にお問い合わせください。

17 就労時間等の変更・育児休業の取得

(1) 就労時間等の変更



Q：フルタイムの就労の理由で入園後、時短勤務にすることはできますか？

A：保育の優先度が下がることとなりますので、原則、入園時の勤務時間を短くすることはできません。
不測の事態により状況の変更が見込まれる場合は、事前に子ども課にご相談ください。

Q：月 60 時間の就労の理由で入園した場合、ある月の就労実績が 58 時間になり、次の月に 62 時間働けば、継続して在園できますか？

A：常に月 60 時間以上の就労である必要があります。
月 60 時間を下回った場合は、退園となりますので、あらかじめ 60 時間を下回らないような出勤予定とするなど、勤務先と調整するなどの対応をご検討ください。

Q：就労の理由で入園したが、仕事を辞めることになった場合、継続在園は可能ですか？

A：求職活動をしない場合は、退職日が属する日の月末をもって退園となります。
退職後、直ちに求職活動を始める場合は、在籍園経由で求職活動・起業準備申立書兼誓約書を提出の上、退職日の翌日から起算して 60 日目の属する日の月末までは求職活動として継続在園が可能です。
なお、幼児園に在園の場合は、1 号認定に切替えの手続きをして継続在園が可能です。

Q：入園後、就労時間等の確認はありますか？

A：毎年、現況届及び保育を必要とすることを証明する書類等（就労証明書等）を提出していただき、確認をします。なお、現況届の提出時期以外にも、必要に応じて就労等の確認（現地確認等）を行います。

Q：市外への転出を検討しているが、現在の園にはいつまで在園できますか？

A：転出日（その月の 1 日時点で刈谷市に住民登録があること）が属する月の月末まで在園が可能です。
ただし、転出先で入園が決定している場合は、その入園日の前日までとなります。

(2) 育児休業の取得



Q：下の子が生まれて育休を取得する場合、上の子は保育園や乳児園を退園になるのでしょうか？

A：継続在園できる場合は以下のとおりです。

- ・上の子が 3 歳児クラス以上の場合
- ・上の子が 2 歳児クラスで、4 月 1 日以降に下の子が生まれた場合
- ・出産する子が 2 歳児クラス以下の子で数えて 3 人目以降の場合

Q：母とともに父も育休を取得した場合、退園になるのでしょうか？

A：令和 9 年 4 月から、上の子が 2 歳児クラスで 4 月 1 日以降に下の子が生まれた場合など、母が育休を取得しても継続在園となっている場合は、父も育休を取得したとしても継続在園が可能です。

Q：育休中ですが、お盆休みや年末年始に預けることはできますか？

A：子ども課が指定する次の期間は、育児休業中等で家庭保育が可能な場合は預けることができません。
なお、保育料は日割り計算の対象にはなりません。

- ・ 3 月下旬から入園式までの期間
- ・ お盆（おおむね 8 月 7 日から 8 月 17 日）
- ・ 年末年始（おおむね 12 月 23 日から 1 月 7 日）